

堺環共第88号
平成16年4月19日

大阪府知事
齊藤房江様

堺市長 木原敬介

堺港発電所設備更新に係る環境影響評価方法書に対する
環境の保全の見地からの意見について（回答）

堺港発電所設備更新に係る環境影響評価の実施にあたっては、当該事業に係る環境影響評価方法書に記載されている内容を適正に実施するほか、環境影響評価準備書の作成にあたっては、下記の事項について事業者の対応が必要である。

記

1 全般的事項

○ 環境保全対策について

当該事業所は、大阪府との公害等防止協定により燃料使用量、大気汚染物質排出量等が制限されているが、排煙脱硝装置の設置、天然ガス燃料の使用及び近年の稼働率の低下等により大気汚染物質排出量等が大幅に削減されてきた。

しかし、本事業の実施後は、硫黄酸化物、ばいじんの排出はゼロとなり、温排水量も低減する一方で、高効率化に伴い稼働率が上がることが予想され、窒素酸化物排出量が近年の排出量実績より増加するおそれがあることから、環境保全対策については最新の技術・知見を収集し、環境保全に十分配慮した事業計画とすること。

○ 既存設備の解体について

廃止が予定される既存設備については、準備書において解体に関する考え方を明らかにするとともに、本事業の予測対象期間中に解体工事を行う場合は、解体工事を環境影響要因に含めて影響を予測及び評価すること。

2 大気質

○ 海上輸送（工事用）について

工事用船舶から排出される大気汚染物質排出量等を整理の上、環境影響の程度

を試算し、影響があると考えられる場合は予測及び評価すること。

○ 建設機械の稼動について

建設機械の稼動に伴い発生する浮遊粒子状物質については、大気汚染物質排出量等を整理の上、環境影響の程度を試算し、影響があると考えられる場合は予測及び評価すること。

○ 高層気象観測について

高層気象の調査にあたっては、調査の時期を適切に設定するとともに、調査日の気象条件について、気圧配置や地上観測データに基づき代表性を確認すること。

○ ガスタービンの起動停止等について

ガスタービンの起動停止時には NO_x 排出濃度が高くなることなどから、非常稼動時（起動用ボイラーを含む。）における NO_x 排出量等を整理の上、環境影響の程度を試算し、影響があると考えられる場合は予測及び評価すること。

○ 煙突高さの設定について

実行可能な範囲で環境影響を最小限に留める観点から、様々な大気拡散予測（特殊気象の影響を含む。）を行った上で、煙突高さの設定に係る検討の経緯を準備書に記載すること。

○ 特殊な気象条件における予測について

上層逆転層出現時、ダウンウォッシュ等の特殊な気象条件における予測については、実績のある予測モデルを可能な範囲で複数使用するとともに、気象条件等のパラメータの設定にあたっては、予測の不確実性に十分配慮すること。

○ 窒素酸化物の排出について

窒素酸化物の計画排出量（約 1,000 t/年）は、近年の排出量実績より増加することも考えられること、また平成 13 年度における堺市内主要工場・事業場からの排出量 3,520 t/年の約 28.4%を占めるものであることから、更新する発電施設の燃焼改善と排煙脱硝効率の向上等について調査・検討し、最新の窒素酸化物排出抑制技術を導入すること。

3 騒音・振動・低周波音

○ 低周波音について

施設の稼動に伴う低周波音については、ガスコンバインドサイクルを設置する

発電所の測定事例等を調査し、影響があると考えられる場合は環境影響評価項目に選定すること。

4 水 質

○ 水の汚れ及び富栄養化について

本事業により、排水量及び汚濁負荷量が減少する見込であるとしているが、施設の稼動に伴う排水による水の汚れ及び富栄養化については、周辺海域において化学的酸素要求量、全窒素及び全磷環境基準値を超過している測定地点があることから、負荷量などの排水諸元を明らかにし、現状より負荷量が増加する場合は可能な限り定量的な予測を行うこと。

5 動物・植物・生態系

○ 昆虫調査について

陸生動物調査対象区域では、猛禽類のハイタカ、ハヤブサが小型鳥類を追い回す狩り行動が観察されたほか、林床に猛禽類に捕食されたと考えられる小型鳥類の羽の散乱（食痕）が複数観察されたことから、小鳥の餌となる多くの昆虫が生息していると予想される。

しかし、昆虫類の調査については、種類が最も多く出現する時期である8月のみ実施したとしており、生態系を保全する観点から他の季節についても調査を実施すること。

6 人と自然との触れ合いの活動の場

○ 人と自然との触れ合いの活動の場の選定について

当該事業所は、地元住民に対するグラウンドの貸し出しやイベントへの招待など、人と自然との触れ合いの活動の場となっていることから、予測及び評価の対象とすること。

7 廃棄物等

○ オイルサンドについて

タンク撤去時に発生する法的規制がない油分5%未満のオイルサンドを当該事業所内で敷き均し等に利用した後、建設工事において、それが発生土等となり構外へ持ち出す場合は、予測及び評価すること。